



第でございます。

○土橋委員 平衡交付金というものは、やはり地方財政から上つて来るものでありまして、政府が考えているところの地方の収入というものが十分確保せられ、そうしてそのものが国家財源となるのでございます。そういういたしますと、平衡交付金を支給する場合にも、国家が政策の面において、地方公共団体がこれを実施しておるといふ内容を十分見なければ、特別の平衡交付金にしても、一般の交付金にしても、これは現実の問題として、交付する場合に非常に困難なものと私は考えております。地方財政というものは、名目的な地方自治の制度がとられておりますが、実際には平衡交付金の支給の度合い、あるいはその支給方法等において、地方財政は非常な制約を受ける、非常な制限下に置かれる、こういうふうに私は考えるのでござい

ます。従いまして、もし知事なりあるいは教育委員の選挙に關しまして、そういう傾向があるとするならば、この平衡交付金の金額は、今仰せになつたように一億五千万円、この程度というお見込みでございまして、やはりあなたに認めておられるように、ときどき補充選挙というものも考えられます。そうすると、平衡交付金の支給によつて、常に地方財政が締められて、地方の行政の運用、選挙等にも、非常な制限を受けるように考えておりますが、その点いかがでございませうか。

○河野(一)政府委員 これは平衡交付金の運用の問題でございまして、平衡交付金には、標準財政需要というものを定めて、たとえ、道路であれば、延長がどのくらいあるとか、河川

であれば、流域面積がどうであるとか、学校の場合であれば、児童数がどうであるかというふうなことを見まして、標準的な財政需要を出すのであります。従つて選挙についても、何年度においてどの選挙がある、どの程度の経費がかかるであろうというふうなことを見まして、標準的な財政需要を出す。一方地方税を標準的な収入で見まして、すなわち法定の賦課率で見まして、それとの差額、すなわち足りない分を国庫から出す、こういう建前になるのであります。そこには一定の最低限度の地方団体としての事務を行う上においての必要な経費は確保される。足りない分は、必ず中央すなわち国庫から出すという建前で支弁せられますので、そういう御懸念は今後においては、少くとも従来のようなことなしに、大いに改善されるというふうなことを考へておる次第でございませう。

○北澤委員 ただいまの主計局長のお話によりますと、この費用が一億五千万円ということですが、二十五年度の予算においては、今の一億五千万円が計上してあるものでありますか、ないものでありますか。

○河野(一)政府委員 これはいろいろいささつを申し上げませんとおわかりにならぬかと思ひますが、明年度ありまする参議院議員の選挙につきましては、一応予算をいたしましては、九億八千九百万円でありまして、計上いたしております。それからこの公職選挙法の関係で、これは国会議員だけの分でありまして、いろいろ公営の機関が広がりまして、一億九千万円ほどよけいに金があるようになっております。しかしこれは予備費その他の支弁で善処

できると考へております。そのほかに、さらに今お話のありました一億五千万円があるものであります。これは平衡交付金の算定の當時においては、まだこの点がつきりきまつておりませんで、公職選挙法でいろいろうなる制度になることがきまつておりませんから、明確にその中に入つていられると申し上げかねるのであります。地方選挙の経費全体としてその中にこめて、平衡交付金の計算をいたしてあります。この分は一億五千万円が幾ら入つていられるかというふうなことはつきりしたことは、御返答申し上げかねるのであります。建設としては、選挙の経費も、地方で平衡交付金の支弁で考へて行くというこゝにいたしてあります。もとよりこの平衡交付金については、最近提案いたすことになつているのであります。特別交付金というものが一割とつてございまして、これは個々の団体の財政事情によつて、あるいは見立として誤謬がございしますが、財政需要に際したるに配分するといふ建前になつております。おそれる千五百万の一割、百億でございしますが、そういう場合に、留保されたものを、個々の特別の事情のある団体に配分することによつて、十分目的を達し得るのではないかとこの考へております。

○北澤委員 二十五年度予算における平衡交付金は、一千五十億円になつておりますが、そうすると、あれで今の一億五千万円は当然まかない得るといふ解釈でございませうか。

○河野(一)政府委員 この一億五千万円というのは、全体の全国の知事と都道府県の教育委員の選挙が、もし明年

度においてありといたしますれば、そういうふうなことに相なるわけでありますが、平年度のお金の全部があるといふことも考へられませんか、それほどこまでの金もいらぬかと考へております。

○北澤委員 私は地方自治の達成という見地から申しますと、なるべく地方自治体が国家の統制を少く受ける、今後なるべく中央政府の統制を少くすることが、必要であると思つてあります。ところが、そういう意味から申しまして、地方団体の公務員である府県知事あるいは教育委員のこういう選挙の費用は、これは当然地方自治体が持つべきものであります。これを国費から出すことは、その面においても、国家の統制を強化することになるのであります。私は地方自治の見地から申しますと、この費用は地方費で払う、その払うのは、今局長のお話のように、平衡交付金の中で、そういうものをまかない得る余地があるから、平衡交付金でまかなうべきだと思ひます。もしこの修正をしないと、当然二十五年度予算に、平衡交付金以外に、また一億五千万円予算を計上し、新しい予算措置を講じなければならぬと思ひます。そので、私はやはりこの修正が妥当だと思ひます。

○小玉委員 地方財政も非常に困つておりますから、平衡交付金を交付するとして、選挙は始まる。金はほとんど、地方にはないといつた場合に、その交付の時期ですが、選挙が始まれば、すぐ平衡交付金を交付されるということになりますか、あるいは終つてから清算して出すというふうなことになるのですか、その点ひとつお伺いし

たい。

○河野(一)政府委員 先ほどちよつと申し上げましたが、一億五千万円と申しますのは、四分の一の数、四年に一回の選挙でございまして、全国でいへば、四分の一の府県の選挙があつたというふうな場合に、一億五千万円、もしそれが明年四分の一でなければ、それだけでは済まない、ちよつと間違いましたから訂正いたします。

それから選挙の費用は、あとで清算することになるかというふうな御尋ねであります。平衡交付金は、選挙の経費のみでなく、ほかの経費もこめて総括的に配分いたします。これは年四回程度にあらかじめ期間を置いて時期を定めまして、なるべく年度の初めにやる。つまり四月にやり、それからその次は八月にやるというふうにして、出して行きたいと思ひます。それから特別交付金も、財政の執行状況、あるいは財政の事情をよく見てやるということになりますので、これは年度の後半になるかと思ひます。それでありますので、選挙のたびに配分するということはないかと存じますが、後の特別交付金の配分の場合においてはいろいろ考へられます。それからこれはちよつとびやうでなくして、まとめてやるので、おつしやつたような事情は、多分御懸念になるほどのことはないのではないかというふうな考へます。

○土橋委員 河野局長にお尋ねします。一億五千万円というものは、知事さんと教育委員だけの選挙に対しての政府の交付金でございませうか。

○河野(一)政府委員 この法案の通りに、知事と教育委員の立会演説会と選挙公報を国庫負担とした場合に一億五

千万円、平年度と申しますか、四分の一の金額であります。

○土橋委員 一億九千万円というのは、どういふものですか。

○河野(一)政府委員 これは先ほど説明が悪かつたのですが、予算を立案いたします当時におきましては、現在の衆議院議員の選挙程度の標準で行われる。まだ選挙法の改正が具体的になつておりませんので、それを標準にして積算いたしました。ところが御案内のように、無料の郵便はがきが参議院におきまして、前回は三万枚が五万枚になり、ポスターを国庫負担とするようになりまして、それから同じ郵便はがきでも、衆議院におきましては二万枚が三万枚になりましたが、そういうようなことでふえた分がこの程度になる、こういう意味であります。

○千賀委員 この選挙法は、従来選挙法がたぐさんあつたものをここに集約統合しただけでありまして、別段特に国の負担を多からしめようというような作爲があつてこの法案ができたものではない、従来のものを大体統一しただけでありまして、従来は平衡交付金がなくて、分与税制度であつたのであります。それで知事が一回、教育委員会が一回選挙を行われておるはずであります。そのときは国が負担したものとありますが、その点大蔵当局の説明を得たいと思ひます。

○河野(一)政府委員 自治法の施行前におきましては、都道府県の知事は官吏でありましたので、全然選挙の問題がなかつた次第であります。終戦後最初の選挙におきましては、地方が負担いたしました。それから都道府県の教育委員の選挙も、地方で負担いたしま

して、たしかある程度国が補助を出したように記憶いたしております。建前といたしましては、国が負担といふこととでなしに、地方団体が一応負担いたしまして、都道府県の例で申しますれば、国が補助する、こういうかつかうになつております。

○千賀委員 このたぐさんの選挙法を統合する技術の中心に当られたのは、三浦法制部長だと思ひますが、この点大蔵当局の説明通りにお考えですか。説明通りであるとすると、今回平衡交付金問題で、ここに直接国の負担というように統合せられたのは、少々ここに作爲があつたように思ひます。この点が、これは編纂せられたときの心境はどうかでありますか。

○三浦法制局長 たいだいまのお話の点でございしますが、この点は、私も初めから承知をいたしておりました。こういう法案を一応立てまして、初めこの案のもとに御審議を願つたわけでありまして、かつての委員会において、私もこの点につきましては、御説明を申し上げたつもりでございします。この問題の要点は、国と地方公共団体の負担区分を原則といたしまして建前に立ちながら、都道府県知事の立会演説会と選挙公報の費用、都道府県の教育委員の選挙公報の費用だけを取上げまして、それを国で負担する、それ以外の地方選挙における費用は、当然地方団体に負担する、こういう建前に立つておるわけでありまして、なおその点は、法律的には御承知の通りに公営分担金と関連いたしまして、公営分担金を知事は二万円、教育委員は一万円というようにいたしまして、これをす

べて国庫に納め、地方公共団体には納付しないことといたしまして、地方選挙でありますけれども、ある部分を国で負担することといたしました。その理由といたしましては、第一は、今度公営の面が相当広がつて参りましたので、地方における負担も、ことに知事の選挙、都道府県の教育委員の委員の選挙等につきましては、相当かさんで参りますので、法律の運営におきまして、公営にいたしまして、負担は地方だということでは、地方財政の面からもやりきれないであろうということが一つの理由。

それから知事は本来地方公共団体の公務員と申しますか、そういう性質のものではありますけれども、ある程度国家事務を取扱つておりますので、これには市町村長も同様であると申しますけれども、知事はそれ以上国家事務を取扱う部面が多いことと、立会演説会については、市町村長に立会演説会の公営方式を採用しないので、知事だけに採用いたしております。立会演説会完全公営の趣旨にのつとまりまして、立会演説会だけは、知事については国費で負担しよう、こういうことが第二の理由であります。

第三の理由といたしまして、選挙公報であります。選挙公報につきましては、別の観点から考へておるのであります。知事と都道府県の教育委員会の委員の選挙公報を国で負担する。と申しますのは、公営選挙の原則から申しまして、それは地方で行うものであれ、国で行うものであれ、少くとも新憲法のもとにおきまして、選挙民に対して立候補者の政見を十分に周知徹底せよという建前に立ちました

場合におきましては、せめて世帯に配付せられるところの選挙公報くらいは、公の費用において持つべきではないか、こういう観点に立ちまして、それも地方のものについては、地方で持つのがいいのではないかと議論もあろうかと思ひますけれども、その部面は、少くとも国において負担するといふことが適當ではなからうか。

ちやうど選挙人名簿につきましては、地方で使います選挙人名簿も、国の選挙に用います選挙人名簿につきましても、一本のものと国で負担しておりますので、ただその点は、多少共通に使う点と別のものに使う点と相違はあると思つておりますけれども、そういう点を勘案いたしまして、国で負担する。同時に、その公営分担金は国に納めさせるといふ建前から、この案が一応立案されておつたという経過でございます。

○立花委員 平衡交付金の原案によりますと、府県にも、大都市にもそれから都市にも町村にも、選挙費に対する平衡交付金が支出されることになつておりますが、これは御存じでございしますか。

○河野(一)政府委員 平衡交付金の標準財政需要といふものを見る上において、どういふものを見るか、道路、河川、土木、警察、教育とか、そういう標準といふものは全部入ると思ひます。その他、人口割等入るものもございまして、そのときは選挙の費用を多分入れることになるだらうと思ひます。これが定期的なものではない、あるときは、いろいろなおつしやるようなことは、標準財政需要に見るべきものだと思いますが、たとえば補欠選

挙があつたという場合においては、全国的に一定の標準をとつて、一定の割合でやるわけありますから、その点難点があると思ひますが、ただそういう問題は先ほど申し上げたように、特別交付金という制度で、相当の解決ができるのではないかと、うに考へておる次第であります。

○立花委員 この行政費の中に、選挙費として特に項目を設けて、人口割を出すことに原案ではなつておるものであります。その際に政府といたしまして、府県と市町村とを別にお考へになつて、選挙費に対する平衡交付金の標準もおかえになるという御意図なんでしょうか、それとも同じに人口割を出すというのですか。

○河野(一)政府委員 これは都道府県と市町村とは、おのおの事情が違ひますので、知事の場合、それからその他の市町村長の場合では、当然考へてやるべきだと私は考へております。

○立花委員 そういたしますと、あなたの言つておられますのは、市町村と府県とは区別してもいい。ただその出し方の名目を国庫支弁とすることはいいけないので、平衡交付金で出してもいい、その額は適當にきめるといふことなのでございしますか。

○河野(一)政府委員 そうでございます。

○立花委員 そういたしますと、平衡交付金法ができました場合に、大府県で選挙費として予定しておりました部分に、公職選挙法で国費といたした部分を追加してお出しになるというお考へなのでございしますか。

○河野(一)政府委員 当然そういうことに相ならうかと考へております。こ

これは御案内の通り、シャウプの勧告にも、国費と地方費との関係、それから経費の責任と行政の責任とを、はつきりしろということがございまして、地方団体の選挙費用などは、当然地方として出して、その財政問題は別途考慮すべきだ。こういう建前からいまして、地方で出した方がいいと考えるのでありますが、その交付金の配分の基準につきましては、今後交付金というものが地方団体の財政を緩和し、かつ正常な行政ができるようになるわけでありまして、団体の実情に応じて当然配分の方法もかわつて来なければならぬというふうに考えておるわけであります。

○立花委員 そうしたら、最初の都道府県に対する平衡交付金を、幾らと見積つておられますか。

○河野(一)政府委員 これはちよつとただいま覚えておりません、地方自治庁が専管でありますので、それから御説明願いたいと思いますが、そういうような財政需要を見まして、おのの府県ではどの程度の財政需要があるか。それから大都市、自治体警察を持つておる町村と、そうでない町村もございまして、おのおのをある区分にわけまして、そしておのおのの団体における標準財政収入はどの程度であるかというところを見まして、その差額を按分するようになつてまいります。具体的には今幾らになるかというようなことは、私記憶いたしておりません。

○立花委員 私の聞いておりますのは、平衡交付金で予定してありました選挙費に対する平衡交付金の額に、この公職選挙法案で国費としておりまし

た部分を加算してお出しになる御意向かどうか、ということをお聞きしておるのです。

○河野(一)政府委員 おつしやる点は、一億五千万円の問題でございまして、

○立花委員 一億五千万円を、平衡交付金法で予定してありました都道府県に対する選挙費の補助金というか、これに加算するおつもりであるか、すでにこの中に含まれておるといふ御主張であるのか、どちらですか。

○河野(一)政府委員 地方団体において、この一億五千万円を負担するといふふうにした場合において、平衡交付金の一億五千万円の金額を動かすつもりはないのであります、動かすわけには行かぬのであります。ただいまこれがために千五億という平衡交付金を、補正予算を出してふやすという意味ではないのであります。そういう問題は、一般の財政需要——千五億円自身は極めてのことでありまして、適当であるかどうかという点について、いであるという議論があるところとして、これは将来の問題として、考

えたいと思つておる次第であります。

○土橋委員 先ほど私が何回も申し上げたのは、地方財政の平衡交付金法による第十二条の規定に基いて、先ほど立花君も申されましたように、府県の第六項の規定として選挙費というものがあつたのであります。また大都市においても同じくその他の行政費というところで選挙費用というものがございまして、都市のところにもある。そういうものを全部ひくつておる千五億円の平衡交付金を支給するといふことを政府は説明されておるの

で、その他に一億五千万円なり一億九千万円が出るというなら、特に県知事なり、あるいは教育委員の選挙については、国庫が支弁をするということが明確になるのでございまして、ところが、それを説明なさらないで、従来のまま、一千五億の地方財政平衡交付金の規定で各項目を設けたわけでありまして、そうして来ると、あなたが、一億五千万円出しますとおつしやつても、もともと平衡交付金の内容で操作するのでございまして、実態には地方財政を圧迫する、従つて国家が知事やあるいは教育委員の選挙には金を一文も出さない、こういうことが明確にわかるわけでありまして、その点を別途予算を編成して、そうしてこへ入れる。そうしますと一千五十一億五千万円というものでなければ、ほんとうのことにならぬ、こういう点をわれわれがついていけるのであります、その点が明確でなければ、この法文を改正しても、これは結論において地方財政を圧迫する、特に地方行政を拘束する、こういう結論が出るのであります。この点について、次官から明確に御答弁を願わなければならぬ。結論的には一億五千万円の金を出さないとということになるのであります。

○水田政府委員 今の御質問ですが、結局この法案が通つても、この国会でその予算を盛つた予算の修正というものが、私たちの考えでは、現在できないと思ひます。しかし、できないまま、もしこれがきまつて、国家がこの費用の責任を持つたあたりは、これは大きい問題が起りますので、とりあえず……

(それならなぜこんな法律をつくるのです)と呼ぶ者あり)

政府がつくるのなら、その予算の措置をいたしますが、あなた方国会で出した法律ですから、われわれの方では予算措置がしてなかつたということでありまして、ほんとうなら、この自治団体の選挙費を国家が持つというところは、りくつに合ふねと思ひます。もし国家が持つというなら、これは知事は特に国の事務をやつてゐるのだし、同様に町村長もこれは国の事務をやつてゐるので、その範囲において地方自治体の選挙に、公職の選挙費を国家が少し持つというなら、一応りくつが通りますので、その持ち方は平衡交付金という方向へ行けばいいじやないといふのが、われわれの考えですが、それではその予算をいつ盛るかというのでしたら、一億平衡交付金なら平衡交付金で持たせるのが、正しいといふのでしたら、そういう方法で、今予算措置がないまま、この国会できめておいていただいて、そしてこれをこの次の臨時国会か何か、その点でいうものをもらうといふことを、あらためて国会の議決でもして、予算の修正をやつていただいたら、実際はいいじやないか、われわれはそういうふう

に考えております。

○川西委員 立花君、土橋君の御意見によりまして、この一億五千万円がまるまる地方で負担しなければならぬような御議論でありますけれども、この公営納付金が、従来国庫に納めておつたものを、今度都道府県知事及び教育委員の選挙にあつては、当該都道府県に納付するように改正したものでありますから、これとこれとの額がちょうど見合えば、問題はないわけでありま

す。大体その額はどのくらいあります。大蔵当局のお見込みをお伺いいたします。

○並木委員 議事進行——さつきからの議論もあつたり、相当問題なんですから、一ぺんここで昼飯を食わしていただいて、午後委員会を継続せられんことを希望いたします。

○土橋委員 ただいまの並木君の意見に賛成でございしますが、今のこの質問にお答えを聞いてから……

○河野(一)政府委員 公営の納付金は、これはたしか県知事は二万円でありまして、候補者の数にもよると思ひますが、おそらく一億五千万円にはならずと思ひます。一億五千万円に申しますのは、私が先ほどお答え申し上げた通り、四年に一ぺんでありまして、四回に割つた金額がそういうことになるわけでありまして、従いまして、明年都道府県の教育委員の選挙は、たしかないと思ひます、それから知事の選挙も二十五年はない。そういうことになりまして、補欠の分だけでありまして、おそろしく今言つた四分の一で割つた金額以下になると思ひます。それから先ほど政務次官の申されましたこと、私申し上げましたが、一千五億の平衡交付金につきましては、いろいろ財政需要その他から割り出したのであります。従来の配付税に比較いたしまして、相当ふえているわけでありまして、それはもちろん国が補助している補助金を、平衡交付金に振りかえたものもございしますが、それを除きまして、おそろしく二百億程度は地方に対する交付金がふえております。そういうふうなこともありますし、それから先ほど申し上げた点を繰返すのであり

ますが、一億五千万円は、どの程度、選挙をやつてみているかという一応の推測でありまして、現実に実際やつてみて後に措置するというのが、当然考えらるべきであると思ひます。

○生田委員長 並木さんの御意見もありまして、それではしばらく休憩いたします。午後二時から再開いたします。

午後零時三十八分休憩

午後三時三十七分開議

○生田委員長 休憩前に引続き会議を開きます。

問題の条項については、午前中から引続き大蔵当局の意見を聴取しましたが、当委員会としては諸種の点を勘案いたしまして、当初決定しました成案に対して、これを修正しないことになしたと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○生田委員長 御異議ないと認めます。但し次のように正誤いたしましたと思ひます。

第九十四条第一項中「国債証券を、予め国庫に納付しなければならぬ」とを「国債証券を、衆議院議員及び参議院議員の選挙にあつては国庫に、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては当該都道府県に、予め納付しなければならぬ」とに、同条第二項中「国庫に納付した物を『納付した物』に改める。

なお第二百六十二条を

選挙に関する左に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。』かように正誤

いたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○生田委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたします。

○土橋委員 ただいま委員長からお話のありましたように、二百六十二条の「選挙に関する左に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。』この条文の中には、私が午前中にもいろいろお話を申し上げておりますように、地方財政平衡交付金法という法律によつて、各県、大都市その他の公共団体の選挙費用がまかなわれておりますが、そのほか二百六十二条の第三項及び第四項の、知事、選挙及び教育委員の選挙につきましては、別途に金が計上されて地方公共団体へ交付せられる。このように解釈してよろしいか。この点を明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○河野（一）政府委員 いろいろお聞き詰めでありまして、平衡交付金千五十億と申しましたが、これは地方の財政事情を見て、一初めの措置でありまして、実行の結果を見て、いろいろ折衝しなければならぬ点があると思ひます。

それからただいま申されました点であります。これは今後におきまして、平衡交付金全体の問題として、十分考慮すべき機会があると考へております。何とぞこれをもつて御了承願ひたいと思ひます。

○土橋委員 ただいまの河野主計局長のお話によりますと、平衡交付金は、地方の財政状態によつては相当伸縮性もある。従つてその範囲内において、この問題も解決せられるであらう。こ

ういう御趣旨のうちに聞くのであります。が、当初本委員会が考へておりました二百六十二条の、この知事、選挙、教育委員の選挙については、少くとも地方財政平衡交付金法が予定をしていふほかに、別途に出るということが目的でありまして、ただいま文字の訂正をしましたが、これは「国庫の負担とする」という内容と、ほぼ同じ内容でございます。そうして参りますと、どうしても平衡交付金で予定をするであらうところの、その地方財政平衡交付金の範囲外において出すということ、大蔵当局において言明のない限りは、地方財政をあらゆる意味において圧迫する、これは非常に力を減殺するという点が顯著に考へられます。でございますから、その点が明確に御説明のない限りは、これは少くとも私は地方財政法の第二十一条の規定から考へましても、あるいは本文の一番最初の第二条の規定から考へましても、将来非常な問題を招来するであらう、こう考へるのであります。特に第二十一条の規定において「各大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては開議を求め、前命令案にあつては、公布の前、あらかじめ内閣総理大臣を通じて地方財政委員会の意見を求めなければならぬ。』という条文があります。こういう点から考へまして、地方自治の責任者の方にも一応出席を願つて、この条文の解釈上、今河野主計局長が言われるようなものと合致して考へられるかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。吉岡さん、もし御説明できたら聞かせていただきたいと思います。

○千葉委員 この選挙法案は、すでに各党の代表で討論も終結をいたしております。立花委員は、日本共産党を代表いたしまして、全面反対を表明いたしております。今、人はかわつても、共産党の土橋君が、妙にこれこれ言つておられますが、この言つてゐることは、とりもなおさず全面反対を撤回しなければ、言う必要のないことである。共産党はすでにやりました全面反対を撤回して、認めることになつたのか、委員長を通じて聞いていただきたい。依然として全面反対であるならば、かかる言論は時間の空費でありますから、もう質問等を重ねる必要はない、すみやかに本委員会の閉会を要求いたします。

○小玉委員 私は動議を提出いたしました。今日はいわゆる正誤の点でありまして、内容に入る必要はない。内容についてはすでに論議を尽しているのでありまして正誤をするのに、当局を呼び出して聞く必要はありません。ゆゑに私は今日は閉会していただきたいと思ひます。

○生田委員長 それではこの程度で散会いたします。

午後三時四十五分散会

昭和二十五年三月二十七日印刷

昭和二十五年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所